

○厚生労働省告示第 号

厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第七号中イを削り、同号口中「理学療法(Ⅱ)」を「理学療法(I)」に改め、同号中ロをイとし、同号ハ中「作業療法(Ⅱ)」を「作業療法」に改め、同号中ハをロとし、同号ニ中「理学療法(Ⅲ)」を「理学療法(Ⅱ)」に改め、同号中ニをハとする。

第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 リハビリテーションマネジメントの基準

イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員
その他の職種の者が共同して、入院患者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。

ロ 入院患者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がリハビリテーションを行っているとともに、入院患者の状態を定期的に記録していること。

ハ 入院患者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ニ リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種のものに対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。